



表1 教育相談の内容

区分	主な内容
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の種類、程度など障害の理解に関すること ○家庭での養育に関すること ○早期教育（療育）に関すること ○学校、幼稚園、保育所等の生活に関すること等 ○福祉、医療等に関すること
就学に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の種類、程度及びその実態に応じた教育に関すること ○適正就学への支援、情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ●学校における教育活動や内容 ●学校や教育委員会への橋渡し ●就学までの手続き
観察・検査	資格、聴覚、言語、社会生活能力、精神発達、認知の力、運動能力等の観察及び検査

障害のある乳幼児、児童生徒にかかる保護者を含めた関係者と相談を行います。子供の行動の読み取りをとおして、家庭や学校における養育・教育についての在り方を一緒に考えて行きます。

相談を進めるに当たっては、障害の状態や相談内容に応じて担当者を充て、相談者の要望に応えます。また、その重要性が言われている早期教育相談について「早期教育相談連絡調整会議」を開催し、関係機関との情報交換を進めます。

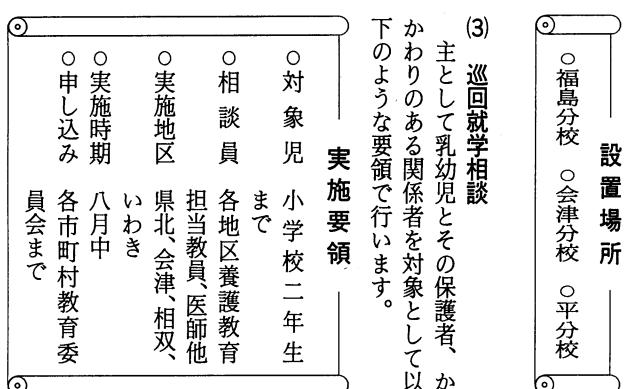
センター所管の相談は以下の三つの形態で行います。

一 教育相談事業

障害のある乳幼児、児童生徒にかかる保護者を含めた関係者と相談を行います。子供の行動の読み取りをとおして、家庭や学校における養育・教育についての在り方を一緒に考えて行きます。

(1) センターでの相談
電話等で相談の申し込みをし、来て相談していただくことを基本としますが、電話の相談も行います。ケースによつては、福島県心身障害児総合療育センターの医師や心理判定員との連携を図りながら相談を進めます。

(2) 地域相談室での相談
身近な相談の「場」として以下の三つの聾学校の分校に設置して相談を進めます。電話等で申し込みをしていただきます。



図書資料について	
○総数	七千八百冊
○逐次刊行物	三十種類
○貸し出し	
●個人五冊まで、二週間以内	
●学校十冊まで、一ヶ月以内	

詳しきは、「巡回就学相談のお知らせ」を四月中旬に盲・聾・養護学校、小学校、幼稚園、保育所、保健所等に配布する予定です。

二 啓発・連携事業

本県養護教育の充実を目指して、次のような事業を推進します。

(1) 「所報・養護教育」を発行し、センターの事業内容、養護教育に関する研究、教育界の動向や課題、提言等とともに、養護学校や小・中学校の特殊学級・通級指導教室等の実践研究等を紹介します。

(2) 障害児ハンドブック「心のケアが必要な子へのサポートガイドその2」の発行を予定しています。

(3) ミニコミ紙「ふれあいめえる」を発行し、センターから先生方のお手元にセンターの最新の情報を発信します。

(4) 養護教育に関する関係図書や資料の収集に努め、先生方や保護者の方々が活用できるように整備を図つて行きます。